

## 令和8年度指定難病及び小児慢性特定疾病に係る診断書のオンライン化事業 に係る補助金について

広島県では、指定難病又は小児慢性特定疾病の指定医が勤務する医療機関において、診断書のオンライン登録を進めていただく場合、その環境整備に係る経費の一部を補助することとしています。

ついては、補助金の交付を希望される医療機関は、次の各事項をお読みいただき、医療機関オンライン化支援事業所要額調査票（以下「調査票」という。）を提出してください。

### 1 補助金交付要件等

#### (1) 対象者

広島県が指定する指定難病又は小児慢性特定疾病の指定医（以下「指定医」という。）が勤務する医療機関

#### (2) 補助対象経費

指定医が勤務する医療機関で診断書のオンライン登録を行うための環境整備に必要となる経費（パソコン購入に係る経費、院内システム改修に係る経費等）

#### (3) 補助金額

基準額（10万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方に2分の1を乗じて得た額ただし、1医療機関当たりの交付額は上限5万円とします。

※千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

### 2 調査票の提出について

#### (1) 提出期限

令和8年4月30日（木）

#### (2) 提出方法

次のアドレスに、電子メールにより調査票を添付して送信してください。

なお、メールの件名を「オンライン化支援事業所要額調査（医療機関名）」としてください。

[提出先メールアドレス：[futaisaku@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:futaisaku@pref.hiroshima.lg.jp)]

### 3 今後の流れ

(1) 令和8年度所要額調査（令和8年4月30日（木）締切）

(2) 補助金額内示・交付申請の案内（県→医療機関）

(3) 補助金交付申請（医療機関→県）

(4) 補助金交付決定（県→医療機関）

(5) 補助事業実績報告（医療機関→県）（1月頃）

(6) 補助金の交付（県→医療機関）

※パソコン購入等の環境整備は、補助金額内示（上記(2)）以降に行ってください。また、補助事業実績報告期限までの領収日である必要があります。

### 4 留意事項

(1) 本照会あくまで所要額調査であり、正式な補助金交付申請の手続きではありません。また、予算額内での執行となるため、この照会に回答したすべての医療機関が、希望する所要額の交付を受けられるとは限りません。

(2) 当課から別途通知する補助金額内示（上記3(2)）より前に支出した費用は、補助対象外となります。また、通販サイト等におけるポイント利用による購入等も補助対象外となります。

### 6 問い合わせ先

広島県健康福祉局疾病対策課疾病対策グループ

電話：082-513-3070